

防災行政無線屋外拡声器のチャイム時間の変更について

平成27年4月28日
総務課

1 背景と経緯

- ・合併後、北栄町では1日3回、屋外拡声器のチャイム(音楽)で時間をお知らせしている。
(時間：朝6時30分 昼 11時30分 夕方 17時)
- ・平成26年度に新たに屋外拡声器を8基増設。
(東園、穂波、大島、亀谷、下種、東高尾、西高尾、高千穂)
- ・屋外拡声器からより良く情報が聞き取りやすい環境が整った半面、これまでより家屋との距離が近くなり、「朝の音がうるさいため検討を」という相談も役場にあり。

【防災行政無線屋外拡声器のチャイムの役割】

- ①「防災行政無線屋外拡声器の動作確認」
- ②「子どもたちへの「630運動」の促進」(朝)
- ③「屋外滞在者に向けた時間のお知らせ」(主に昼)
- ④「チャイムで子どもたちに帰宅をお知らせ」(主に夕方) など

↓
ライフスタイルが多様になり、仕事上、夜間の勤務明けなど、町内にも朝方から眠られる方も多くある。町が推進する630運動は屋内(音声告知器)で引き続き実施することから、②の実施の可否について検討する。

全町的に統一的な取扱とし、5月15日(金)から以下のとおり変更を検討

- ・朝 6:30 チャイム取りやめ
- ・昼 11:30 現行のとおり
- ・夕方 17:00 現行のとおり

※変更の周知期間を2週間程度設ける。

【参考：中部地区の屋外拡声器チャイムの状況】

市町名	朝	昼	夕
倉吉市	—	12:00	18:00
三朝町	—	12:00	17:00
湯梨浜町	—	12:00	17:00
琴浦町	7:00	11:30	17:00
北栄町 (変更前)	6:30	11:30	17:00
(変更後)	—	11:30	17:00

2 変更までのスケジュール

- 4/16 自治会評議委員会に提案
- 4/28 自治会長会に提案
- 4/29～5/14 自治会長会で説明後、町放送、TCC文字放送、町ホームページにより周知
- 5/15 変更の実施
- 5/28 広報北栄6月号で周知